

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 3 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 2 の（1）の表備考 1 を削り、同表備考 2 中「であつて、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考 1 とし、同表備考 3 中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考 2 とし、同表備考 4 中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考 3 とし、同表備考 5 中「次に掲げる手数料の金額の合計額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同備考の（1）及び（2）を次のように改める。

（1）住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1 年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。

以下同じ。）を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

（2）共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第 5 の 2 の（1）の表備考 5 を同表備考 4 とする。

別表第 5 の 2 の（2）の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第5の2の(3)の表複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改め、同項1件当たりの手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額
 - ア 2の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額
 - イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額
 - ア 住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - イ 共用部分の床面積に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額
 - ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額
- (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合(2)のア及びウの金額を合算した金額

別表第5の2の(3)の表複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改める。

別表第5の2の(3)の表備考1中「住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有する」を「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する」に改め、同表備考2を削り、同表備考3中「であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないもの」を削り、同備考を同表備考2とし、同表備考4中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考5中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考4とする。

別表第5の3の(1)の表備考1を削り、同表備考2中「であっ

て、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考1とし、同表備考3中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考2とし、同表備考4中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考5中「次に掲げる手数料の金額の合計額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同備考の（1）及び（2）を次のように改める。

（1）住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

（2）共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第5の3の（1）の表備考5を同表備考4とする。

別表第5の3の（2）の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第5の3の（3）の表複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改め、同項1件当たりの手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
この場合において、3の（1）の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

（1）一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額

ア 3の（1）の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額

イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた3の（2）の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

（2）共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額

ア 住戸部分の総戸数に応じた3の（1）の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた3の（1）の表に掲げる共

同住宅等の共用部分の手数料の金額 ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた 3 の (2) の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2) のア及びウの金額を合算した金額
--

別表第 5 の 3 の (3) の表複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改める。

別表第 5 の 3 の (3) の表備考 1 中「住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する」を「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 中「であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考 2 とし、同表備考 4 中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考 3 とし、同表備考 5 中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考 4 とする。

別表第 6 の 2 の (1) の表備考 1 を削り、同表備考 2 中「であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考 1 とし、同表備考 3 中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考 2 とし、同表備考 4 中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考 3 とし、同表備考 5 中「次に掲げる手数料の金額の合計額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同備考の (1) 及び (2) を次のように改める。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第 6 の 2 の (1) の表備考 5 を同表備考 4 とする。

別表第6の2の(2)の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第6の2の(3)の表複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改め、同項1棟当たりの手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイ
の金額を合算した金額

ア 2の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額

イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額

ア 住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合

(2)のア及びウの金額を合算した金額

別表第6の2の(3)の表複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改める。

別表第6の2の(3)の表備考1中「住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有する」を「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する」に改め、同表備考2を削り、同表備考3中「であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないもの」を削り、同備考を同表備考2とし、同表備考4中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考5中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考

4 とする。

別表第6の3の(1)の表備考1を削り、同表備考2中「であつて、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないもの」を削り、同備考を同表備考1とし、同表備考3中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考2とし、同表備考4中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考5中「次に掲げる手数料の金額の合計額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同備考の(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第6の3の(1)の表備考5を同表備考4とする。

別表第6の3の(2)の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第6の3の(3)の表複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改め、同項1棟当たりの手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額

ア 3の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額

イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた3の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であつて、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額

- | |
|---|
| <p>ア 住戸部分の総戸数に応じた 3 の (1) の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>イ 共用部分の床面積に応じた 3 の (1) の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた 3 の (2) の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2) のア及びウの金額を合算した金額</p> |
|---|

別表第 6 の 3 の (3) の表複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改める。

別表第 6 の 3 の (3) の表備考 1 中「住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する」を「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 中「であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考 2 とし、同表備考 4 中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考 3 とし、同表備考 5 中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考 4 とする。

別表第 6 の 4 の (1) の表備考 1 を削り、同表備考 2 中「であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考 1 とし、同表備考 3 中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考 2 とし、同表備考 4 中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考 3 とし、同表備考 5 中「次に掲げる手数料の金額の合計額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同備考の (1) 及び (2) を次のように改める。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住

戸部分の手数料の金額

別表第6の4の(1)の表備考5を同表備考4とする。

別表第6の4の(2)の表備考中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改める。

別表第6の4の(3)の表複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改め、同項1件当たりの手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
この場合において、4の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額

ア 4の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額

イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額

ア 住戸部分の総戸数に応じた4の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた4の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合

(2)のア及びウの金額を合算した金額

別表第6の4の(3)の表複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合の項区分の欄中「住戸部分」を「住戸の部分」に改める。

別表第6の4の(3)の表備考1中「住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する」を「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する」に改め、同表備考2を削り、同表備考3中「であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考2とし、同表備考4中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考3と

し、同表備考5中「とは、」の次に「共同住宅等の」を加え、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考4とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。